

事 務 連 絡
令和 3 年 4 月 12 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合
健康保険組合連合会
関係各省共済組合等所管課（室）

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

オンライン資格確認（プレ運用）における留意事項について（依頼）

日頃より、医療保険制度の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。
オンライン資格確認については、令和3年3月下旬から本格運用することと
していましたが、保険医療機関及び保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）、
医療保険者等における現状と課題を踏まえ、システムの安定性確保やデータの
正確性担保などの観点から、プレ運用を継続したうえで、遅くとも薬剤情報の
閲覧開始を予定している10月までに、本格運用を開始するとしたところです。
今般、保険医療機関等から医療保険者等に対して診療報酬及び調剤報酬の請求
（以下「レセプト請求」という。）が行われる際の留意事項等を下記の通りま
とめましたので、制度の運用に遺漏なきようお願いいたします。なお、本事務連絡
の取扱は、プレ運用の実施状況を踏まえ、順次見直す予定です。

また、保険医療機関等向けに別添の「資格情報に係る留意点」をオンライン
資格確認・医療情報化支援基金関係医療機関等向けポータルサイトを通じて周
知しておりますので、併せて御確認ください。

さらに、これまでも加入者の資格情報の修正等に御対応いただいていたと
ころですが、引き続き、正しい資格情報を御確認の上、御登録いただくよう、お
願いたします。

都道府県におかれましては、貴管内の市町村及び国民健康保険組合への周知
を、関係各省共済組合等所管課（室）におかれましては、所管の共済組合等へ

の周知をお願いします。

記

1 レセプト請求の際の資格情報の確認における留意事項

オンライン資格確認等システムを導入した保険医療機関等（以下「導入保険医療機関等」という。）においては、資格情報をオンライン資格確認等システムから取り込み、レセプト請求を行います。したがって、導入保険医療機関等から提出されたレセプト請求の際の資格情報と医療保険者等の基幹システムの資格情報に差異がある場合、医療保険者等から医療保険者等向け中間サーバー等（以下「中間サーバー」という。）に誤った形で登録されていることや中間サーバーで使用できない漢字が自動変換されて登録されていることが原因と考えられます。このため、導入保険医療機関等からのレセプト請求の際の資格情報が基幹システムの資格情報と一致しない場合は基本的には返戻することなく、資格過誤による返戻については、保険医療機関等におけるレセプト請求時の操作誤り等によるものと確認できるものに限るようお願いします。

プレ運用を行っている医療機関等については、厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html）をご確認下さい（エクセルファイル「マイナンバーカードの健康保険証利用「プレ運用」参加医療機関・薬局リスト」により、医療機関コードを含めて確認できます）。

なお、保険薬局において、導入保険医療機関等が発行する処方箋により資格確認をした場合は、保険薬局が導入保険医療機関等ではなくとも、レセプト請求の際の資格情報と医療保険者等の基幹システムの資格情報に差異がある場合があります。この場合でも、基本的には返戻することないようお願いします。

※想定される資格情報の差異の例は別紙を参照してください。

2 健康保険証等の持参に関する周知のお願い

プレ運用期間中については、導入保険医療機関等を受診する場合であっても、マイナンバーカードだけでなく、健康保険証等や高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受療証を併せて保険医療機関等へ持参するよう、加入者への周知をお願いします。

なお、導入保険医療機関等における、限度額適用認定証情報、限度額適用・標準負担額減額認定証情報及び特定疾病療養受療証情報の閲覧については、当分の間行わないこととしています。